

「別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第三章 事前確認事例	第三章 事前確認事例
【事例２７】（目標利益率に一定の範囲を設定する事例） 《ポイント》 （省 略） 《前提条件》 （省 略） 《移転価格税制上の取扱い》 （省 略） 《解説》 １ …………… 事前確認を受けた確認連結法人が確認連結事業年度において、事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。 また、修正申告書が同条第 5 項の調査通知後に提出された場合であっても、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱うことに留意する（連結指針 6 - 16）。 …………… ２～４ （省 略）	【事例２７】（目標利益率に一定の範囲を設定する事例） 《ポイント》 （同 左） 《前提条件》 （同 左） 《移転価格税制上の取扱い》 （同 左） 《解説》 １ …………… 事前確認を受けた確認連結法人が確認連結事業年度において、事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する（連結指針 6 - 16）。 …………… ２～４ （同 左）